

# 東北電力生協組合員(カード)

○キャッシングサービス特約

○東北電力生協組合員特約

○東北電力生協組合員個人情報保護方針

〈会員特約ならびに特約等をよくお読みのうえ大切にご保管ください。〉

## 東北電力生協組合員特約

### 第1条（名称）

このカードは、東北電力生活協同組合（以下「東北電力生協」という）と株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が業務提携して発行するもので、カードの名称は「東北電力生協組合員カード」（以下「組合員カード」という）と称します。

### 第2条（組合員カードの特性）

1. この組合員カードは、当社の「クレジットカード」としての機能を持つものとします。
2. 申込者は、本「組合員特約」および「UC カード会員規約」を承認のうえ、当社が発行する東北電力生協組合員カードの利用をお申込みいただき、東北電力生協及び当社がカード利用を承諾した方を会員とします。
3. この組合員カードは、東北電力生協及び当社が承諾したものに交付します。
4. 組合員カードの所有権は、東北電力生協及び当社にあります。万一、「UC カード会員規約」に違反し、組合員に組合員カードの返却を求める場合は、東北電力生協、または当社のいずれからでも返却を求めることが出来るものとします。

### 第3条（組合員カードの利用代金の支払い方法）

「UC 加盟店」での組合員カードの利用代金は、「UC カード会員規約」第7条に定めた支払い方法にかかわらず以下の方法によりお支払いいただくものとします。

「UC カード会員規約」第7条に定める利用代金を毎月10日に締め切り、翌月10日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）に東北電力生協が当社に支払うものとし、東北電力生協が、当該代金相当額について「生協指定店」での利用代金等とともに東北電力生協が別途定める日に、組合員が予め指定した金融機関口座から口座振替又は東北電力生協と組合員が合意した方法により受領するものとします。

### 第4条（組合員カードの更新）

組合員カードは、東北電力生協及び当社が認める場合に限り更新発行いたします。

### 第5条（会員資格の喪失）

組合員が東北電力生協を脱退したとき、または東北電力生協組合員資格を取り消されるなどの理由により組合員資格を喪失したときは、組合員カードの会員資格を当然に喪失するものとし、組合員は第2条第4項の定めに準じてカードを返却するものとします。

### 第6条（組合員情報の利用）

組合員は、東北電力生協及び当社の間において組合員の信用状況及び組合員カードの利用等に関する情報の提供、または交換がなされることをあらかじめ承認します。

### 第7条（特約の変更）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本特約の変更の効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時

期を UC カードホームページ（<https://www2.uccard.co.jp/>）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。なお、(口)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。

- (イ) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。  
(ロ) 変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を UC カードホームページ（<https://www2.uccard.co.jp/>）において告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本特約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本特約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されるものとします。

## キャッシングサービス特約

### 第1条（適用）

東北電力生活協同組合（以下「東北電力生協」という）と株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との提携により発行する「東北電力生協組合員カード」（以下「組合員カード」という）については、UC カード会員規約（以下「UC 規約」という）第 29 条第 1 項に定めるキャッシング（リボ）を、「ウイズ・ライフサポート（東北電力生活協同組合提携口）」（以下「本ローン」という）と読み替えたうえで、UC カード会員規約に加え本特約を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第2条（融資要領）

キャッシングサービスの融資要領は、以下のとおりとします。

#### （1）利用可能枠

- (イ) UC 規約第 5 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠は、当社が審査決定のうえ東北電力生協との間で別途定めた金額とします。  
(ロ) 上記利用可能枠は、当社又は当社の委託を受けて東北電力生協が速やかに本人会員に通知するものとします。  
(ハ) 組合員カードには、UC 規約第 30 条第 2 項（ニ）の適用はありません。

#### （2）返済元金

UC 規約第 30 条第 2 項（ロ）の、毎月の返済元金は、1 万円とします。

#### （3）利率及び利息計算

UC 規約第 29 条第 2 項に定める本ローンの利率は、株式会社みずほ銀行の短期プライムレート（以下「短期プライムレート」と称します。）を基準とした変動金利型とし、書面で通知します。利率の見直しは、年 1 回とし、毎年 2 月 1 日の短期プライムレートを基準とした金利を 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで、融資残高を含め適用するものとします。なお、本号に定めがある場合のほか、金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

### 第3条（その他の事項）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本特約の変更の効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を UC カードホームページ（<https://www2.uccard.co.jp/>）にお

いて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本人会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。なお、(口)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。

(イ) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

(ロ) 変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を UC カードホームページ (<https://www2.uccard.co.jp/>) において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本特約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本特約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されるものとします。

3. 本特約に定められていない事項については、「UC カード会員規約」「東北電力生協組合員特約」及び「東北電力生協組合員個人情報保護方針」を適用いたします。

## 東北電力生協組合員個人情報保護方針

### 組合員の個人情報の取扱いについて

東北電力生協では、組合員の皆さまからより信頼される生協を目指して、個人情報の取扱いに関する方針を定め、組合員からお預りしている大切な個人情報の適正な管理と利用、保護に努めております。

#### 1. 情報の収集と利用目的

組合員の皆さまとのお取引・ご利用を安全かつ確実にすすめ、よりよい商品・サービスを提供させていただくために、組合員に関する必要な情報を収集させていただいております。これらの情報は、生協の運営（組合員管理、業務の遂行、事業・商品の紹介、組織運営など）に必要な範囲で利用させていただいております。

#### 2. 収集する情報の種類

組合員としてのご加入に際して、必要な情報として、住所・氏名・生年月日・性別・所属組合（会社）・お取引金融機関口座等を収集させていただいております。また、生協が提供する各種サービスに関連し、必要な情報の提出をお願いする場合があります。

#### 3. 情報の収集方法

主に加入申込書・変更届・保険共済契約書により、組合員に関する情報を収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報を収集させていただく場合があります。情報を収集するにあたっては、消費生活協同組合法・その他の法令等に照らし、適正な方法で行うこととします。

#### 4. 情報の提供

保険共済制度の健全な運営に必要な場合、あらかじめ組合員の同意がある場合、守秘義務契約を締結したうえで業務委託などをを行う場合、組合員に対して有利と判断するサービスを提供する場合、法令により必要とされる場合、公共の利益のために必要とされる場合は、必要とされる範囲で組合員に関する情報を外部に提供することがあります。

#### 5. 情報の管理

組合員に関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、組合員情報への不当なアクセス等が行われることを防止するよう努めております。さらに、職員および委託先に対して必要かつ適切な監督を行っております。なお、当生協では、

「組合員情報保護推進委員会」を設置のうえ、同委員会を中心に組合員に関する情報の保護に向けた取り組みを推進しております。

## 6. 情報の開示・訂正

組合員からご自身に関する情報の開示・訂正の依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り回答・訂正いたします。

### <お問合わせ窓口>

開示・訂正のご請求、その他不明の点についてのご照会は、下記までご連絡ください。

東北電力生活協同組合 電話 022-215-4871  
専務理事、常務理事

株式会社 クレティセソン



〒170-6073 東京都豊島区東池袋3-1-1